

香芝市監査委員告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年10月25日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

健康部（国保医療課）

第4 監査の実施期間

令和5年9月4日から令和5年9月25日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 国保医療課においては、市民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、医療費の助成事業を行われているが、子ども、ひとり親家庭等、心身障害者（児）及び精神障害者を助成対象とするものについては条例を制定し、それを

根拠に事務を執行されている。

しかしながら、重度心身障害老人等に対する医療費助成については、要綱により前記事務と同様の助成に係る事務を執行されていることから、整合性及び法的安定性を図るためにも条例化を検討されたい。